ご報告:代議員選挙管理規約および支部規約の改正

2021年1月29日

一般社団法人日本環境教育学会 理事会

2021年1月24日に開催された第12回社員総会(臨時)において、議案「代議員選挙管理規約および支部規約の改正」が承認されました。提案事項と理由、改定案などをご報告します。

1 提案事項

現行の「代議員選挙管理規約」を「代議員選出規約」に改定する。それに伴い、支部規約のうちの関連条項を改訂する。

※議案は規約の「改正」とする。新しく定める場合は「改定」、文言の修正をする場合は「改訂」を用いる。

2 提案理由と提案の方向性

支部の意向を学会運営に活かすために、かつ代議員選出の手続きを見直し、会員が学会運営に参画しやすくするために、代議員選挙管理規約と支部規約を改定する(「代議員選挙管理規約」は「代議員選出規約」に改定する。それに伴い、支部規約の関連条項を改訂する)。

現行の代議員選挙規約では、選挙に関する区域として「全国区」と「地方区」を設け、選挙をもって代議員の選出を行っている。改定案では、選挙によって選ばれる「選挙代議員」と、各支部より選任される「支部代議員」の2つに分けることとする。支部代議員を設定するのは、支部の意向を学会運営に活かすためである。また、現行の代議員選挙規約では、代議員の候補者となるためには推薦人および推薦文が必要であるが、改定案では選挙代議員の候補者となるためには立候補のみ必要としている。これは代議員選出の手続きを見直し、会員が学会運営に参画しやすくするためである。

また、上記規約の改正に当たっては、「代議員選挙改定ワーキンググループ」を組織し、法学の専門的知識を 踏まえた上で検討を行った。なお、上記2つの規約を改正するのみで、定款の改訂は必要としない。

3 改定案

(1) 代議員選挙管理規約

現行	改定案
一般社団法人日本環境教育学会代議員選挙管理規約	一般社団法人日本環境教育学会代議員選出規約
2016年12月3日制定	2021 年 1 月 ● 日 改定
2018年11月11日改訂	
第1章 総則 (目的) 第1条 本規約は、一般社団法人日本環境教育学会 定款第15条に基づき、代議員選挙が会員の自由な意 思によって公正かつ適正に行われるよう定めるもの である。	第1章 総則 (目的) 第1条 本規約は、一般社団法人日本環境教育学会 定款第15条に基づき、代議員選出(以下、選出とす る)にかかる選挙等が公正かつ適正に行われるよう 定める。
(適用範囲) 第2条 本規約は、代議員の選挙について適用す る。	(代議員の種類と選出方法の種類) 第2条 本規約における代議員の種類と選出方法の 種類は以下の通りとする。

(選挙事務の管理)

- 第3条 選挙の実施については理事会で定める。
- 2 選挙の日程確定及び告示から当選人の決定と通知までの事務は、選挙管理委員会が管理する。
- 3 選挙管理委員は、選挙の実施に必要な協議のため、理事会に出席することができる。

(選挙管理委員会)

- 第4条 選挙管理委員会は、委員3人以上をもって組織する。
- 2 委員は、<u>選挙権を有する、</u>代議員でない会員の 中から総会の<u>議決による</u>指名に基づいて会長が任命 する。
- 3 会長は、委員が次の各号のいずれかに該当する に至った場合は、その委員を解任するものとする。 但し、第2号及び第3号の場合においては、総会の 同意を得なければならない。
- 1. 選挙権を有しなくなった場合。
- 2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 3. 任務上の義務に違反し、その他委員としてふさわしくない行為があった場合。
- 4 総会は、第2項の規定による委員の指名を行う 場合に、同時に2人の予備委員の指名を行う。
- 5 予備委員は、委員が欠けた場合又は故障のある場合に、予め定められた順に、その職務を行う。
- 6 委員の任期は原則として<u>任命から</u>2年とし、次期委員が任命された時点で終了する。
- 7 委員長は、委員の中から互選する。

- 2 代議員には、全正会員による選挙によって選ばれる代議員(選挙代議員)と、定款第56条で定められる各支部でそれぞれ2名選任される代議員(支部代議員)がある。
- 3 選挙代議員は、本規約第14条乃至27条に規定す る選挙手続により選出される。
- 4 支部代議員の選任方法は、各支部により定める。
- 5 支部代議員は、定款第15条所定の代議員選挙により選出されたものとみなす。

(選出事務等の管理)

- 第3条 選出等の実施については理事会で定める。
- 2 選出等の日程確定<u>および</u>告示から<u>選出結果の確定</u> と通知までの事務は、<u>選出</u>管理委員会<u>(以下、委員</u> 会とする) が管理する。
- 3 選出管理委員 (以下、委員とする) は、選出等の 実施に必要な協議のため、理事会に出席することが できる。

(規約の改正)

第4条 本規約の改正には、理事会の議を経た上で、社員総会の承認を得なければならない。

第2章 選出管理委員会

(選出管理委員の任命と任期)

- 第<u>5</u>条 <u>選出</u>管理委員会は、3名以上<u>の委員</u>をもって 組織する。
- 2 委員は、代議員でない<u>正</u>会員<u>(団体会員ないし替助会員を除く)</u>の中から<u>社員</u>総会<u>の</u>指名に基づいて 会長が任命する。
- 3 会長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに 至った場合、その委員を解任するものとする。但 し、第2号<u>および</u>第3号の場合においては、<u>社員</u>総 会の同意を得なければならない。
- 1. 選挙権を有しなくなったとき。 (正会員から団体 会員・賛助会員に移行した場合)
- 2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 3. 任務上の義務に違反し、またはその他委員として ふさわしくない 行為があったとき。
- 4 社員総会は、第2項の規定による委員の指名を行うとき、同時に2名の予備委員の指名を行う。
- 5 予備委員は、委員が欠けた<u>とき、または</u>故障のあるとき、予め定められた順に、その職務を行う。
- 6 委員の任期は原則として2年とし、次期委員が任命されるまでとする。
- 7 委員は、在任中、代議員となることはできない。

(選出管理委員長の選出と職務)

- 8 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を統括する。
- 9 選挙管理委員会の会議は、委員の半数以上の出席により成立する。
- 10 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 11 選挙管理委員会の議事内容は記録を保管し、会員から要請があった場合は開示しなければならない。
- 12 <u>選挙管理</u>委員会の庶務は、学会事務局において 行う。選挙の公正を保つため、事務局は、その庶務 遂行上知りえた秘密を漏らしてはならない。
- 13 前各項に定めるものの他、選挙管理委員会の運営に関し必要な事項は、理事会と協議の上で、選挙管理委員会が定める。

(規約の改訂)

第5条 本規約を改訂する場合には、理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

第2章 選挙に関する区域

第6条 選挙区には全国区と地方区を設ける。

2 全国区は全都道府県の区域とし、地方区の都道 府県割及び各地方区において選挙すべき代議員の数 は別表で定める。

第3章 選举権及び被選挙権

- 第7条 選挙が告示された時点で<u>日本環境教育学会</u> 正会員である者は、全国区及び日本環境教育学会に 対して主たる連絡先として登録してある都道府県が 該当する地方区における選挙権及び被選挙権を有す る。
- 2 前項の規定にかかわらず、告示日までに選挙管理委員長に届け出た場合は、選挙管理委員会の判断により、選挙権及び被選挙権を有する地方区を自宅又は勤務先等に変更することができる。
- 3 海外に居住する正会員は、全国区における選挙権及び被選挙権のみを有するものとする。

第4章 選挙期日

第8条 選挙告示は、代議員の任期が終る日の5ヶ月前の日以後のなるべく早い時期に行う。

第6条 選出管理委員会委員長 (以下、委員長とする) は、委員の中から互選する。

第7条 委員長は、委員会を代表し、<u>代議員選出に</u>かかる事務を統括する。

(選出管理委員会の議決)

第8条 委員会の会議は、委員の半数以上の出席により成立する。

第9条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

第10条 委員会の議事内容は<u>その議事録</u>を<u>作成・</u>保管し、<u>正</u>会員から要請があった<u>とき</u>は開示しなければならない。

(選出管理委員会の事務等)

第11条 委員会の<u>事務</u>は、学会事務局<u>が</u>行う。事務 局<u>職員</u>は、その<u>事務</u>遂行上知り<u>得た</u>秘密を漏らして はならない。

第12条 前条までに定めるものの他、委員会の事務に関して必要な事項は、理事会と協議の上、委員会が定める。

- 第3章 選挙権、被選挙権ならびに被選任権 第13条 選出が告示された時点において正会員である者は、選挙代議員に係る選挙権および被選挙権を 有する。
- 2 選出が告示された時点において正会員である者 は、自身が所属する支部で選任される支部代議員に 係る被選任権を有する。

第4章 選出期日

2 当選人は、代議員の任期が終る日の1ヶ月前の日までに確定する。

第5章 投票

(選挙の方法)

第9条 選挙は、本規約で定めた投票方法により行う。

2 本規約で定めるものの他は、<u>選挙管理</u>委員会が 定める。

(投票用紙の交付及び様式、投票方法)

第10条 投票用紙は、投票締切日の1ヶ月前までに、 選挙人に交付しなければならない。

- 2 投票用紙は電磁的方法によるものを含む。
- 3 投票の参考情報として、第20条に定める候補者 ごとの推薦人の氏名及び推薦文をそのまま、届出順 に記載した資料を選挙人に送付する。
- 4 同一氏名の候補者がある場合は、氏名とともに 候補者を区別することができる情報を掲載する。た だし、候補者全員の情報が平等になるようにしなけ ればならない。

(投票用紙の記載事項及び送付)

第11条 選挙人は、予め投票用紙に掲載された代議 員候補者の中から、全国区及び選挙人が投票権を有 する地方区からそれぞれ定数以内の者を選び、これ を無記名で送付する。

2 選挙人は、同一の候補者を全国区と地方区とで 重複して選ぶことができる。

第6章 開票

(開票立会人)

第12条 監事又は監事から指名された1人以上の正 会員を開票立会人とする。

- 2 代議員の候補者は、選挙人の中から、本人の承 諾を得て、開票立会人1 人を、投票締切日までに、 選挙管理委員会に届け出ることができる。
- 3 当該選挙の代議員の候補者は、開票立会人とな

- 第14条 選出告示は前回選出から2年を経ないう ち、3ヶ月以内に行う。
- 2 選挙代議員は、選挙終了後、遅滞なく確定する。 3 各支部は選挙終了までに2名の支部代議員を委員 会に届け出る。

第5章 選挙の手続き

(選挙代議員候補者の届出)

第15条 被選挙権を有する正会員のうち、立候補希望者は、選出の告示があった日から受付締切日までに、別に委員会が定める方法により、委員長に届け出なければならない。

(通常選挙と信任投票)

第16条 立候補者が16人を超える場合、通常選挙 を行う。

2 立候補者が16人以下の場合、信任投票を行う。

(投票の方法)

第17条 選挙は、本規約で定めた投票方法により無 記名で行う。

2 本規約で定めるものの他、委員会がこれを定める。

(投票用紙の交付<u>および</u>様式、<u>立候補者名簿</u>) 第18条 投票用紙は、投票締切日の1ヶ月前まで に、選挙<u>権を有する正会員</u>に交付しなければならない

- 2 投票用紙は電磁的方法に代えることができる。
- 3 投票の参考情報として、<u>選挙権を有する正会員に</u> 対し、届出順に記載した立候補者名簿を送付する。
- 4 同一氏名の立候補者が<u>複数</u>ある場合、氏名とともに立候補者を区別することができる情報を掲載する。ただし、立候補者全員の情報が平等になるようにしなければならない。

(投票用紙の記入および送付)

第19条 選挙権を有する会員は、予め投票用紙に記載された立候補者の中から定数以内の者を選び、郵送または電磁式方法によって委員会宛に送付する。

(開票立会者)

第20条 監事または監事から指名された1名以上の 正会員を開票立会者とする。

 $\underline{2}$ 当該選挙の $\underline{\underline{o}}$ 候補者は、開票立会者となることができない。

ることができない。

(開票の場所及び日時の告示)

第13条 選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票日)

第14条 開票は、投票締切日の後10日以内に行う。

(開票)

第15条 <u>選挙管理</u>委員会は、投票用紙を開示し、必要に応じて開票立会人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定する。

2 <u>選挙管理</u>委員長は、開票結果を、すみやかに理事会に報告するとともに、理事会との協議の上で学会のWeb サイトに当選人氏名を、学会のニュースレターに当選人氏名及び得票数を告示しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第16条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、選挙管理委員会が決定する。

(開票の参観)

第17条 選挙人は、開票を参観することができる。

(関係書類の保存)

第18条 投票用紙は、有効無効を区別し、その他の関係書類と共に選挙管理委員会において、当該選挙にかかる代議員の任期間、保存しなければならない。

第7章 候補者

(候補者の届出)

第19条 被選挙権を有する正会員のうち、代議員の 候補者となろうとする者は、選挙の告示があった日 から候補者の受付締切日までに、選挙管理委員会が 定める方法で、選挙管理委員長に届け出る。

- 2 前項の届出には、代議員の候補者となる者の氏名、連絡先、会員番号、その他選挙管理委員会で定める事項を記載しなければならない。
- 3 候補者の選挙区は、全国区及び被選挙権を有す る地方区のうちどちらか又は両方とし、候補者の届 け出により定める。届け出ない場合は、両方におけ る候補者とする。

(開票の場所および日時の告示)

<u>第21条</u> 委員会は、予め開票の<u>日時および場所</u>を告示しなければならない。

(開票日と開票の参観)

<u>第22条</u> 開票は、投票締切日<u>から</u>10 日以内に行 い、選挙権を有する正会員はこれを参観することが できる。

(開票)

第23条 委員会は、投票用紙を開示し、<u>有効無効の</u> 判断につき、必要に応じて開票立会<u>者</u>の意見を聴 き、その投票を受理する。

(結果の報告)

第24条 委員長は、開票結果を、<u>遅滞なく</u>理事会に 報告するとともに、<u>立候補者すべてに選挙結果を通</u> 知する。

(推薦)

第20条 第19条の届け出にあたっては、代議員の候補者となろうとする者は選挙権を有する推薦人1名以上4名以内の氏名及び推薦人による推薦文1通を選挙管理委員会に提出するものとする。

- 2 前項の推薦人には、候補者自身を含めることができる。
- 3 選挙権を有する同一の正会員が代議員の候補者 となろうとする者を推薦できるのは前項の自薦を含 め2名以内とし、3名以上の推薦人となってはならな い。

(選挙管理委員の候補者制限)

第21条 選挙管理委員は、在任中、選挙の候補者となることができない。

第8章 当選人

(選挙における当選人)

第22条 全国区では、有効投票の最多数を得た者から順に14人を当選人とする。

- 2 地方区では、有効投票の最多数を得た者から順に、別表で定められた人数を当選人とする。
- 3 全国区と地方区で重複して当選人となった者は、全国区での当選を無効とする。
- 4 得票数が同じ者は、<u>選挙管理委員会において、</u> 選挙管理委員長が抽選で当選人を定める。
- 5 全国区及び地方区毎に、得票数に従って順に次 点者を記載した名簿を作成する。次点者数は、全国 区は8名まで、地方区は84名までとし、得票数が同 じ者は、選挙管理委員長が抽選で順位を定める。
- 6 選挙管理委員会は、代議員の候補者すべてに、 当選人に該当したかどうかを、また、次点者に対し ては、その旨をすみやかに通知する。
- 7 当選人が代議員に就任するかどうかの意思確認 は理事会が行う。当選人が就任を辞退した場合に は、第29 条を準用して次点者を当選人とする。
- 8 代議員の職務等は、全国区での当選人と地方区 での当選人との間に差異を設けない。

(無投票当選)

第23条 第19条の規定による届出のあった候補者が 全国区において14人以下のとき、及び地方区におい て別表の人数以下のとき、全国区及び該当する地方 区の候補者を全て当選人とする。

(当選人が不足した場合等の告示、及び補充選挙) 第24条 当選人が28人に達しないときは、選挙管理 委員会は、直ちにその旨を理事会に報告しなければ ならない。また、理事会は報告内容を告示しなけれ ばならない。

2 当選人が20人以下の場合、補充選挙を行う。補

(選挙における当選者)

第25条 有効投票総数のうち、最多票数を得た者から順に16名を当選者とする。

- 2 当選者が支部代議員と重複した場合は当該立候補 者の当選を無効とし、当選者を得票順に順次繰り上 げる。
- 3 得票数が同じ<u>場合、</u>委員長が抽選で当選<u>者</u>を<u>決め</u>る。
- 4 信任投票の場合、有効投票数の過半数をもって信任されたものとする。

充選挙では、28人から当選人の数を減じた数を上限 に代議員を補充する。補充選挙では、地方区は設け ない。

3 補充選挙の方法は、この規約に準じ、選挙管理 委員会において定める。

(被選挙権の喪失に因る当選人の失格)

第25条 当選人は、被選挙権を有しなくなったときは、当選を失う。

2 前項により、任期中に代議員が当選を失うこと により代議員が20人に満たなくなった場合、第26条 第2項に準じて、補充選挙を実施するものとする。

(当選が無効の場合の告示)

第26条 当選が無効となったときは、<u>選挙管理</u>委員会は、直ちにその旨を理事会に報告しなければならない。<u>また、</u>理事会は報告内容を告示しなければならない。

(代議員が欠けた場合等の繰上げ当選)

第27条 代議員の欠員が生じた場合において、最新 の次点者名簿に記載された者で当選人とならなかっ た者があるときは、順位に従って、その者の中から 当選人を定める。

- 2 前項の規定による補充があったときは、選挙管理委員会は、直ちにその旨を理事会に報告しなければならない。また、理事会は報告内容を告示しなければならない。
- 3 次点者名簿から当選人を定めるときは、欠員となる代議員が選出された選挙区に記載されている次点者を原則とする。該当者がいない場合は、欠員となる代議員が当選人となった地方区、全国区の順に次点者を当選人とする。さらに該当者がいない場合には、選挙管理委員長の抽選により、他の地方区の筆頭次点者の中から当選人を定める。
- 4 欠員の残任期間が1年未満になる場合で、代議員が20 名以上いる場合には、理事会の議決により、代議員を補充しないことができる。

(当選資格の喪失および告示)

第26条 被選挙権を有しなくなった<u>当選者</u>は当選を 無効とする。

- 2 当選が無効<u>に</u>なったとき、委員会は、直ちにその 旨を理事会に報告しなければならない。
- <u>3</u> 理事会は<u>前項の</u>報告内容を<u>学会のウェブサイトに</u> 告示しなければならない。

(選挙代議員ならびに支部代議員の補充)

第27条 選挙代議員ならびに選挙代議員当選者が6 名に満たない場合、16名を上限に選挙代議員を補充 する。

2 支部選出代議員が欠けた場合、並びに資格を喪失 した場合、学会事務局と情報交換をした上で速やか に当該支部にて後任の支部代議員を選任し、これを 補充する。

第6章 選出結果の告示と関係書類の保存

(選出結果の告示)

第28条 理事会は委員会の報告を受け、遅滞なく学 会のウェブサイトに選出結果を告示しなければなら ない。

(投票用紙および関係書類の保存)

附則

1 本規約は、2018年11月11日から施行する。

別表

北海道地区(北海道):2人

東北地区(青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城 県・福島県): 2人

関東地区(群馬県・栃木県・茨城県・埼玉県・千葉 県・東京都・神奈川県): 2人

中部地区(新潟県・長野県・山梨県・富山県・石川県・福井県・静岡県・愛知県・岐阜県・三重県): 2人

関西地区(滋賀県・京都府・兵庫県・大阪府・奈良 県・和歌山県): 2人

中国・四国地区(鳥取県・岡山県・島根県・広島県・山口県・香川県・愛媛県・徳島県・高知県): 2人

九州・沖縄地区(福岡県・大分県・佐賀県・長崎県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県):2人

第29条 投票用紙および関係書類は、委員会が当該 選出にかかる代議員の任期が終わるまでこれを保存 しなければならない。

附則

- 1. 本規約は2021年1月●から施行する。
- 2. 2021 年に実施する支部代議員の選出については、 定款第17条2項を例外的に適用しないものとする。

(2) 支部規約

現行

一般社団法人 日本環境教育学会 支部規約

2016年12月3日 制定 2018年11月11日 改訂

(趣旨)

第1条 この規約は、一般社団法人日本環境教育学会定款第56条に基づき、支部の設置と運営に関して必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 支部は、一般社団法人日本環境教育学会理 事会ならびに他支部との連携を密にし、各地域にお ける環境教育の普及発展に貢献することを目的とす る。

(設置)

第3条 支部は、代議員選挙管理規約の別表に定める地区ごとに設置する。

2 各支部は、対応する地区について代議員選挙管 理規約第7条に定める選挙権を有する全ての正会員に より構成する。

変更案

一般社団法人 日本環境教育学会 支部規約

2016年12月3日 制定 2018年11月11日 改訂 2021年1月●日 改訂

(趣旨)

第1条 この規約は、一般社団法人日本環境教育学会定款第56条<u>2項</u>に基づき、支部の設置と運営に関して必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 支部は、<u>理事会ならびに他支部との連携を</u> 密にし、各地域における環境教育の普及発展に貢献 することを目的とする。

(設置)

第3条 支部は、別表に定める地区ごとに設置する。

(会員資格)

第4条 正会員は、主たる連絡先として日本環境教育学会に登録した住所の属する地区の支部会員として自動的に登録される。

2 正会員が、支部会員として登録された支部以外の 活動に参加することを妨げない。

(代表者)

第4条 各支部に支部長を置く。

- 2 支部長は正会員の中から選出し、地域活性化委員会の委員となるものとする。
- 3 各支部における支部長の選出方法及び任期は、 当該支部の実情に応じて各支部で定める。

(運営)

第5条 支部の運営は、各支部の支部運営委員会が行う。

- 2 支部運営委員は、一般社団法人日本環境教育学会の正会員の中から支部ごとに決める。
- 3 各支部に対応する地方区選出代議員は、当該支部の支部運営委員となるものとする。

(経費)

第6条 支部の運営に関わる経費として、支部活動 支援金を支出する。

2 支部活動支援金は、地域活性化担当理事と各支 部長が連携して執行を管理する。

(規約の改訂)

第7条 本規約を改訂する場合には、理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。

附則

この規約は、2019年7月1日から施行する。

(代表者)

第5条 各支部に支部長を置く。

- 2 支部長は正会員の中から選出する。
- 3 各支部における支部長の選出方法及び任期は、当該支部の実情に応じて各支部で定める。

(運営)

第<u>6</u>条 支部の運営は、各支部の支部運営委員会が 行う。

2 支部運営委員は、一般社団法人日本環境教育学会の正会員の中から支部ごとに決める。

(経費)

第<u>7</u>条 支部の運営に関わる経費として、支部活動 支援金等を受領し、地域活性化担当理事と各支部長 が連携して執行を管理する。

(規約の改正)

第<u>8</u>条 本規約を<u>改正</u>する場合には、理事会の議を 経て、社員総会の承認を得なければならない。

附則

(施行期日等)

- 1. この規約は2016年12月3日から施行する。
- 2. この規約は2019年7月1日から施行する。
- 3. この規約は2021年1月●日から施行する。

別表

· 北海道支部: 北海道

- ・東北支部:青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮 城県・福島県
- ・関東支部:群馬県・栃木県・茨城県・埼玉県・千 葉県・東京都・神奈川県
- ・中部支部:新潟県・長野県・山梨県・富山県・石川県・福井県・静岡県・愛知県・岐阜県・三重県
- ・関西支部:滋賀県・京都府・兵庫県・大阪府・奈 良県・和歌山県
- ・中国・四国支部:鳥取県・岡山県・島根県・広島 県・山口県・香川県・愛媛県・徳島県・高知県
- ・九州・沖縄地区:福岡県・大分県・佐賀県・長崎県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

4 会員の皆様へのお願い

本学会では、支部規約第4条により、全ての正会員は、学会に届け出ている住所が属する支部会員としても登録されることとしています。新しく定める「代議員選出規約」では、支部の意向を学会運営に活かすため、各支部より選任される「支部代議員」を新設しました。学会運営に会員の皆さんの意向を反映させるために、これまで同様に総会への参加や代議員選挙投票のほか、支部総会等の各支部運営へも是非ご参加ください。

今期から全ての住所に支部が設置され、支部長を中心に全ての支部で研究集会等の支部イベントをしてきました。 支部活動の情報は、学会ウェブサイトやメールニュース、支部からのメール等でご案内しています。 ご確認の上、積極的に支部活動にご参加ください。